

令和6年度 沖縄県立宮古特別支援学校幼稚部入学者選抜募集要項

1 方針

沖縄県立特別支援学校入学者選抜実施要項に基づき、沖縄県立宮古特別支援学校（以下「本校」という。）幼稚部における入学者の選抜は、障害の種類や程度に応じて、特別支援学校における教育が必要な者を選抜するために、次の方針に基づいて実施する。

- (1) 選抜は、本校学校長が所定の出願書類、発達検査（標準化されたもの）、行動観察及び面接の結果を基にして行う。
- (2) 選抜は、入学志願者（以下「志願者」という。）が募集定員を超過すると否とにかかわらず行う。

2 出願資格

- (1) 学校教育法施行令（昭和28年 政令第340号）第22条の3の規定に該当する者。【別紙1参照】
- (2) 令和6年3月31日で満年齢が3歳、4歳又は5歳に達する者。
 - 3歳児：令和2年4月2日～令和3年4月1日生まれ
 - 4歳児：平成31年4月2日～令和2年4月1日生まれ
 - 5歳児：平成30年4月2日～平成31年4月1日生まれ
- (3) 本校の通学区域に在住している者。
- (4) 9月末日までに、本校において志願前相談を受けた者。

3 募集定員

募集定員は別に定める。

4 出願期間

- (1) 受付日時：令和5年 11月 9日（木）午前9時から午後4時まで
11月10日（金）午前9時から午後4時まで（厳守）
- (2) 受付場所：沖縄県立宮古特別支援学校 事務室

5 出願手続

志願者は、下記の(1)～(5)を本校学校長に提出すること。

- (1) 入学志願書（第1号様式）
- (2) 健康診断書（第2号様式-1、2）
- (3) 身体障害者手帳若しくは療育手帳の写（両方を所持している場合は両方の写）
 - ※1 更新期限が超過した身体障害者手帳及び療育手帳は無効とする。
 - ※2 手帳未取得の場合は、専門医の診断書（第3号様式）
 - ※3 専門医の診断書は、障害の程度が証明可能なものとする。
- (4) 住民票謄本（マイナンバーの掲載がなく、出願日前3か月以内に発行されたものとする。）
- (5) 面談資料（本校学校長指定様式）
- (6) 志願者が県外に在住している場合は、次の手続による。
 - ア 県外からの入学志願のための許可願（第4号様式）を出願受付日の14日前（10月27日）までに

教育長に提出し、許可を受けること。

イ 前記(6)アの許可願（第4号様式）は、前述5(1)～(5)の提出物と合わせて、本校学校長に提出すること。

6 選抜の方法

所定の出願書類、発達検査、行動観察及び面接の結果を基にして選抜を行う。

7 発達検査等の期日及び場所

(1) 期 日：令和5年11月21日（火）及び11月22日（水）のいずれか1日

※ 保護者同伴で行います。

※ 詳しい日程については、願書受付から約1週間程度で本校学校長より保護者宛に文書で通知いたします。

※ 日時の希望はできませんのでご了承ください。

(2) 場 所：沖縄県立宮古特別支援学校 幼稚部教室

8 入学予定者及び教育相談予定者の発表

(1) 期 日：令和5年12月1日（金）午前9時

(2) 方 法

ア 本校正面玄関及び学校ホームページに記載する。

イ 本校学校長より、保護者宛に「入学予定者」もしくは「教育相談予定者」を郵送にて通知する。

9 入学手続

入学予定者は、令和5年12月21日（木）午後4時までに誓約書を提出して、入学手続きを完了すること。

【問い合わせ先】

沖縄県立宮古特別支援学校

〒906-0002 宮古島市平良字狩俣 4005-1

電話：(0980)72-5117 FAX：(0980)72-5320

幼稚部入試担当 新城理奈（13：30～16：45）

【別紙1】学校教育法施行令

第22条の3 法第75条の政令で定める視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、次の表に上げるとおりとする。

区分	障害の程度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	1.知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 2.知的発達の遅滞の程度が前号に上げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由者	1.肢体不自由の状況が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 2.肢体不自由の状態が前号に上げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者	1.慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 2.身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

【参考】関係法令(抜粋)

学校教育法第72条

特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。以下同じ。)に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。

学校教育法第75条

第72条に規定する視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、政令で定める。